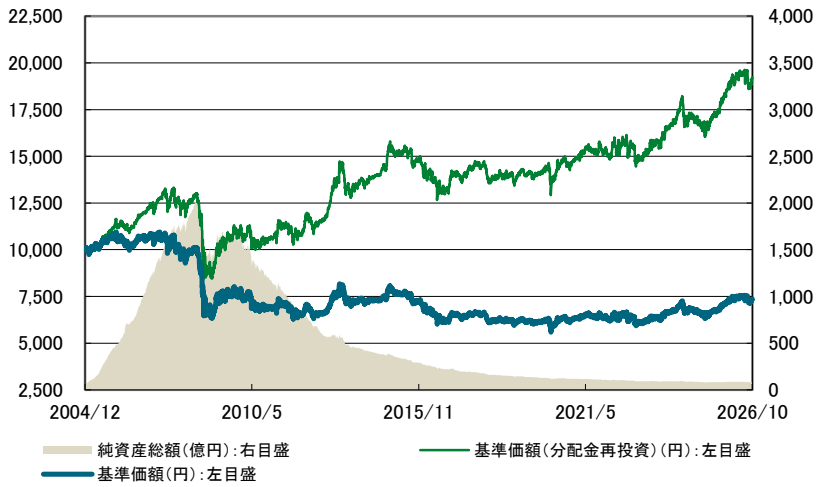
# 高金利ソブリンオープン

追加型投信／海外／債券

当初設定日　：　2004年12月3日
作成基準日　：　2026年10月30日

## 基準価額の推移




※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
※ 基準価額（分配金再投資）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。
※ 基準価額は、信託報酬控除後です。

## 基準価額、純資産総額

| | 当月末 | 前月末比 |
|---|---|---|
| 基準価額 | 7,366円 | +215円 |
| 純資産総額 | 81.93億円 | +1.97億円 |

## 期間別騰落率

| | 騰落率 |
|---|---|
| 1ヵ月 | 3.15% |
| 3ヵ月 | −0.92% |
| 6ヵ月 | −0.92% |
| 1年 | 6.03% |
| 3年 | 24.36% |
| 設定来 | 92.23% |

※ ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。

## 分配の推移（1万口当たり、税引前）

設定来分配金合計額　　7,560 円

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2025年 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | 10 円 |
| 2026年 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | 10 円 | − | − |

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 基準価額騰落の要因分析

| 投資国 | 債券要因 | 内訳 | | 為替要因 | 分配要因 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | キャピタル | インカム | | | |
| 米国 | 39 円 | 33 円 | 5 円 | 1 円 | | |
| 英国 | 24 円 | 17 円 | 6 円 | 24 円 | | |
| オーストラリア | 41 円 | 33 円 | 7 円 | 14 円 | | |
| カナダ | 0 円 | 0 円 | 0 円 | 0 円 | | |
| ノルウェー | 16 円 | 13 円 | 2 円 | 43 円 | | |
| 韓国 | 18 円 | 16 円 | 2 円 | 12 円 | | |
| 小計 | 137 円 | 113 円 | 23 円 | 95 円 | − 10 円 | − 6 円 |

| 基準価額の変化合計（債券要因＋為替要因＋分配要因＋その他） | 215 円 |
|---|---|

※要因分析は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。あくまで傾向を知るための目安としてご覧ください。
※「キャピタル」とは、債券売買損益および金利変動等の影響による保有債券の評価損益の合計です。
※「インカム」とは、保有債券の利子などの収益です。

＜本資料のお取扱いにおけるご留意点＞
●当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
●ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
●投資信託は値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクを伴います。）に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。
●投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
●当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
●当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。

# 高金利ソブリンオープン

追加型投信／海外／債券

当初設定日 ： 2004年12月3日
作成基準日 ： 2026年10月30日

## 資産の状況

※ 当ページの数値はマザーファンドベースです。債券評価額には経過利子を含めています。

### 資産内容

| | |
|---|---|
| 債券 | 96.37% |
| 債券先物取引 | 0.00% |
| 短期金融資産等 | 3.63% |
| 合 計 | 100.00% |

※ 対純資産総額比です。

### 特性値

| | |
|---|---|
| 残存年数 | 11.79 年 |
| 修正デュレーション | 7.66 |
| 最終利回り | 4.78 % |
| 直接利回り | 3.91 % |

※ 修正デュレーションとは債券価格の金利変動に対する感応度（変動率）を表しており、この値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

※ 利回り（税引前）は純資産総額に対する値、その他は組入債券に対する値です。また、ファンドの運用利回り等を示唆するものではありません。

### 組入上位5ヵ国・地域

| | 国・地域 | 比率 |
|---|---|---|
| 1 | オーストラリア | 27.10% |
| 2 | 米国 | 18.63% |
| 3 | 英国 | 18.13% |
| 4 | ノルウェー | 14.89% |
| 5 | 韓国 | 9.99% |

※ 対純資産総額比です。

### 残存期間別構成比

| | |
|---|---|
| 3年未満 | 8.33% |
| 3～5年 | 10.28% |
| 5～7年 | 25.11% |
| 7～10年 | 29.45% |
| 10年以上 | 23.21% |

※ 対純資産総額比です。

### 組入上位5通貨

| | 通貨 | 比率 |
|---|---|---|
| 1 | オーストラリア・ドル | 29.18% |
| 2 | 英国ポンド | 23.68% |
| 3 | 米国ドル | 18.63% |
| 4 | ノルウェー・クローネ | 14.89% |
| 5 | 韓国ウォン | 9.99% |

※ 対純資産総額比です。

### 格付別構成比

| | |
|---|---|
| AAA | 47.20% |
| AA | 52.80% |
| A | 0.00% |
| その他 | 0.00% |

※ 対現物債券構成比です。

※ 格付はムーディーズとS&Pのうち、上位の格付を採用しています。

### 組入上位10銘柄

| | 銘柄名 | クーポン | 通貨 | 比率 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | US TREASURY | 4.625% | 米国ドル | 8.13% |
| 2 | UK TREASURY | 4.250% | 英国ポンド | 8.12% |
| 3 | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 4.250% | オーストラリア・ドル | 7.73% |
| 4 | NORWEGIAN GOVERNMENT | 2.125% | ノルウェー・クローネ | 7.35% |
| 5 | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 4.750% | オーストラリア・ドル | 6.18% |
| 6 | KOREA TREASURY BOND | 3.375% | 韓国ウォン | 6.04% |
| 7 | US TREASURY | 4.375% | 米国ドル | 6.02% |
| 8 | EUROPEAN INVESTMENT BANK | 4.500% | 英国ポンド | 5.55% |
| 9 | NORWEGIAN GOVERNMENT | 3.500% | ノルウェー・クローネ | 4.57% |
| 10 | UK TREASURY | 3.750% | 英国ポンド | 4.53% |

※ 対純資産総額比です。

組入銘柄数 ： 23

# 高金利ソブリンオープン

追加型投信／海外／債券

当初設定日　：　2004年12月3日
作成基準日　：　2026年10月30日

## ファンドマネージャーのコメント

【市場動向】
■全般
債券市場では、AI（人工知能）関連企業の収益性や資金調達にかかる不透明感が高まったことから投資家のリスク回避姿勢が強まり、投資国の金利は概ね低下（債券価格は上昇）しました。
為替市場については、日銀の慎重な金融政策運営が続くとの見方や海外主要国との金利差が意識されたことなどの円安要因と、AI関連企業の収益性への懸念などを背景とした投資家のリスク回避姿勢といった円高要因が交錯するなか、投資国通貨は対円で横ばいないし上昇しました。

☞米国
AI関連投資の収益性への懸念による投資家のリスク回避姿勢の高まりを受けた安全資産需要や、FRB（米連邦準備理事会）の利上げ見送りなどを背景に、金利は低下しました。米ドルは、月前半は9月の米CPI（消費者物価指数）が市場予想を上回ったことなどから米早期追加利上げ観測が高まり、対円で上昇しました。しかし月後半は、投資家のリスク回避の動きが強まり、米長期金利が低下するなか対円で下落しました。月末にかけてはFRBの政策金利据え置きや日銀の金融政策決定会合を経て方向感に乏しい展開となり、月を通じてみると概ね横ばいとなりました。

☞英国
AIを巡る収益持続性の不透明感の高まりや、フランスにおける政治不安を受けた安全資産需要から、金利は低下しました。英ポンドは、日銀の慎重な金融政策運営が続くとの見方などが円安要因となり、対円で上昇しました。

☞オーストラリア
AIを巡る収益持続性の不透明感の高まりから投資家のリスク回避姿勢が強まり、安全資産需要から、金利は低下しました。豪ドルは、日銀の慎重な金融政策運営が続くとの見方を背景に円安が進んだことに加え、月下旬にRBA（オーストラリア準備銀行）総裁が追加利上げの可能性を示唆したことなどから、対円で上昇しました。

☞カナダ
AIを巡る収益持続性の不透明感の高まりから投資家のリスク回避姿勢が強まり、安全資産需要から、金利は低下しました。カナダ・ドルは、日銀の慎重な金融政策運営が続くとの見方などが円安要因となり、対円で上昇しました。

☞ノルウェー
AIを巡る収益持続性の不透明感の高まりから投資家のリスク回避姿勢が強まり、安全資産需要から、金利は低下しました。ノルウェー・クローネは、日銀の慎重な金融政策運営が続くとの見方などが円安要因となり、対円で上昇しました。

☞韓国
AIを巡る収益持続性の不透明感の高まりや、韓国国内株式市場の下落を背景に、金利は低下しました。韓国ウォンは、日銀の慎重な金融政策運営が続くとの見方などが円安要因となり、対円で上昇しました。

【運用実績】
通貨配分につきましては、相対的に金利水準が高い英ポンド・豪ドルの組入比率を高めに維持したほか、米ドルやノルウェー・クローネ、韓国ウォンへの投資を継続しました。

# 高金利ソブリンオープン

追加型投信／海外／債券

当初設定日　：　2004年12月3日
作成基準日　：　2026年10月30日

## 今後の見通し

| 対象国 | 現状の景気 | | 政策金利の方向性 <()内は基準日現在> | | 今後3ヶ月程度の想定レンジ <()内は基準日現在> | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 残存期間約10年の国債利回り | | 対円為替レート | |
| 米国 | ↗ | 回復 | ↗ | 利上げ方向（4.00%） | → | 4.5%～5.5%（4.93%） | → | 150円～170円（157.54円） |
| 英国 | ↘ | 減速 | ↗ | 利上げ方向（3.75%） | → | 4.8%～5.8%（5.28%） | → | 205円～225円（210.99円） |
| オーストラリア | → | 横ばい | ↗ | 利上げ方向（4.60%） | → | 4.6%～5.6%（5.12%） | → | 105円～125円（110.67円） |
| カナダ | ↘ | 減速 | ↗ | 利上げ方向（2.50%） | → | 3.5%～4.5%（3.80%） | → | 105円～125円（112.75円） |
| ノルウェー | → | 横ばい | ↗ | 利上げ方向（4.50%） | → | 4.0%～5.0%（4.46%） | → | 15円～19円（17.05円） |
| 韓国 | ↗ | 回復 | ↗ | 利上げ方向（3.00%） | → | 3.8%～4.8%（4.01%） | → | 0.09円～0.13円（0.118円） |

※基準日現在における三井住友トラスト・アセットマネジメントの見通しであり、今後予告なく変更される場合があります。
また、将来の運用成果等について保証するものではありません。

☛米国
AI（人工知能）関連の設備投資需要の高まりを受けて、景気は堅調に推移すると見込みます。金融政策については、失業率が安定する中、インフレ観測が高まっていることから、FRB（米連邦準備理事会）は追加利上げを実施するものとみられます。長期金利は、原油価格上昇やAI設備投資需要の高まりによるインフレ観測が金利上昇要因になる一方、データセンター建設規制観測などを受けて、AI関連企業の収益持続性に関して懸念が高まっていることが金利低下要因になるとみられ、金利はもみ合いで推移すると見込みます。

☛英国
中東紛争に伴う不確実性の高まりが景気への下押し圧力となる見込みです。金融政策については、原油価格の先行きが不透明でインフレに対して広範な影響を及ぼすと考えられることから、BOE（英中央銀行）は利上げを考慮すると想定します。長期金利は、BOEが利上げ姿勢を示すとみられることが金利上昇要因になる一方で、中東紛争に伴う不確実性の高まりが金利低下圧力となり、もみ合いで推移すると見込みます。

☛オーストラリア
中東紛争に伴う不確実性の高まりが景気への下押し圧力となる一方で、雇用環境が底堅く家計消費を底上げすることから景気を下支えするものと見込んでいます。金融政策については、RBA（オーストラリア準備銀行）はインフレが上昇傾向にあることから利上げ姿勢を示すと思われます。長期金利は、RBAが利上げ姿勢を示す一方で、資源価格上昇に伴うコスト圧力が景気を減速させ、金利低下要因になるとみられることから、もみ合いで推移すると想定します。

☛カナダ
中東紛争に伴う不確実性の高まりが景気への下押し圧力となる見込みです。金融政策については、原油価格の先行きが不透明でインフレに対して広範な影響を及ぼすと考えられることから、BOC(カナダ中央銀行)は利上げの可能性を考慮するものと思われます。長期金利は、BOCが利上げ姿勢を示すとみられることが金利上昇要因になる一方で、資源価格の上昇や米国政府から新たな関税が課されたことが景気下押し圧力になり金利低下要因になるとみられ、もみ合いで推移すると見込みます。

☛ノルウェー
中東紛争に伴う不確実性の高まりが景気への下押し圧力となる一方で、失業率は低位で推移しておりノルウェーの景気はもみ合いで推移する見込みです。金融政策については、原油価格の先行きが不透明でインフレに対して広範な影響を及ぼすと考えられることから、ノルウェー中央銀行は利上げを実施していくと想定します。長期金利は、ノルウェー中央銀行が利上げ姿勢を示すとみられることが金利上昇要因になる一方で、中東紛争に伴う不確実性の高まりが金利低下要因になるとみられることから、もみ合いで推移すると見込みます。

☛韓国
AI関連主導で景気は堅調に推移する見込みです。金融政策については原油価格の先行きが不透明でインフレに対して広範な影響を及ぼすと考えられることから、韓国銀行は利上げを実施していくと想定します。長期金利は韓国銀行が利上げ姿勢を示すとみられることが金利上昇要因になる一方で、米国におけるデータセンター建設規制観測などを受けて、AI関連企業の収益持続性に関して懸念が高まっていることが金利低下要因になるとみられ、もみ合いで推移すると見込みます。

☛為替市場
米ドルは、米景気が堅調に推移する中、日本政府が過度な円安に警戒感を示していることから、もみ合いで推移するものと想定します。英ポンドは、BOEが利上げ姿勢を示している一方で、日本政府が過度な円安に警戒感を示していることから、横ばいを想定します。豪ドルは、RBAが利上げ姿勢を示している一方で、日本政府が過度な円安に警戒感を示していることから、横ばいを想定します。カナダ・ドルは、カナダ国内のインフレが高水準に留まりBOCによる利上げの可能性が残る一方で、日本政府が過度な円安に警戒感を示していることから、横ばいを想定します。ノルウェー・クローネは、ノルウェー中央銀行が利上げ姿勢を示している一方で、日本政府が過度な円安に警戒感を示していることから、横ばいを想定します。韓国ウォンは、韓国国内の景気が良好なことや韓国銀行が利上げに前向きな姿勢を示している一方で、日本政府が過度な円安に警戒感を示していることから、横ばいを想定します。

# 高金利ソブリンオープン

追加型投信／海外／債券

当初設定日　：　2004年12月3日
作成基準日　：　2026年10月30日

## ファンドの特色

1. 信用力の高い国債などを投資対象とします。

2. 相対的に金利水準が高い複数の国の国債などに投資します。

## 投資リスク

《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
  従って、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。**
- **投資信託は預貯金と異なります。**

【為替変動リスク】
為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

【金利変動リスク】
債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

【信用リスク】
有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
  これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

# 高金利ソブリンオープン

追加型投信／海外／債券

当初設定日　：　2004年12月3日
作成基準日　：　2026年10月30日

## お申込みメモ

購　入　単　位・・・販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購　入　価　額・・・購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
（基準価額は1万口当たりで表示しています。）

換　金　単　位・・・販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換　金　価　額・・・換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。

換　金　代　金・・・原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込締切時間・・・原則として、販売会社の営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換　金　制　限・・・ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入・換金申込受付の中止及び取消し・・・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受付けを中止すること、及びすでに受付けた購入のお申込みの取消しを行うことがあります。

信　託　期　間・・・無期限（2004年12月3日設定）

繰　上　償　還・・・次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。
・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合
・やむを得ない事情が発生した場合

決　算　日・・・毎月17日（休業日の場合は翌営業日）です。

収　益　分　配・・・年12回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。

課　税　関　係・・・課税上は株式投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。
ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料
購入申込受付日の翌営業日の基準価額に**3.3%（税抜3.0%）を上限**として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 信託財産留保額
換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.2%**の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用（信託報酬）
運用管理費用（信託報酬）の総額は、以下の通りです。
純資産総額に対して**年率1.21%（税抜1.1%）**を乗じて得た額

■ その他の費用・手数料
有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

※ 詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「お申込みメモ」、「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

# 高金利ソブリンオープン

追加型投信／海外／債券

当初設定日　：　2004年12月3日
作成基準日　：　2026年10月30日

## 委託会社・その他の関係法人の概要

■ 委託会社　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図を行う者）
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第347号
加　入　協　会　：　一般社団法人資産運用業協会
ホームページ　：　https://www.smtam.jp/
フリーダイヤル　：　0120-668001　受付時間 9:00～17:00 [土日・祝日等は除く]

■ 受託会社　三井住友信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管及び管理を行う者）

SMTAM投信関連情報サービス
お客様が指定されたファンドに関する情報（基準価額、レポート）や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。
※LINEご利用設定は、お客様のご判断でお願いします。
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

## 販売会社

| 商号等 | | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社あおぞら銀行 ※1 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第8号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社） | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第633号 | ○ | | | |
| 株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）※2 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第10号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）※2 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第10号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社京都銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長（登金）第10号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社北海道銀行 | 登録金融機関 | 北海道財務局長（登金）第1号 | ○ | | ○ | |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長（登金）第649号 | ○ | ○ | ○ | |
| SMBC日興証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第2251号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第44号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第164号 | ○ | | ○ | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第165号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第61号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |

※1　2014年11月4日以降、新規の買付けを停止しており、換金のみの受付となります。
（ただし、再投資コースの分配金再投資は引き続き行われます。）

※2　ネット専用のお取り扱いとなります。

・お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、販売会社へお申し出ください。

・販売会社は今後変更となる場合があります。

# 高金利ソブリンオープン

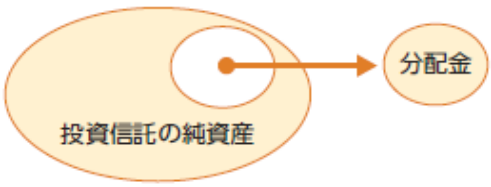
追加型投信／海外／債券

当初設定日　：　2004年12月3日
作成基準日　：　2026年10月30日

## 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

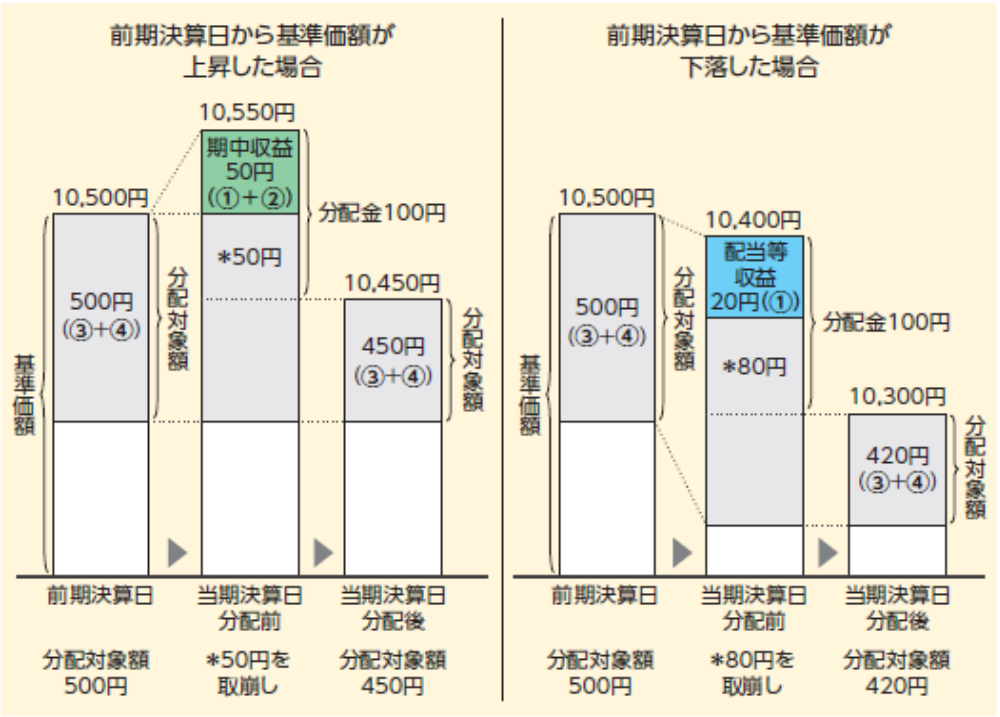



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

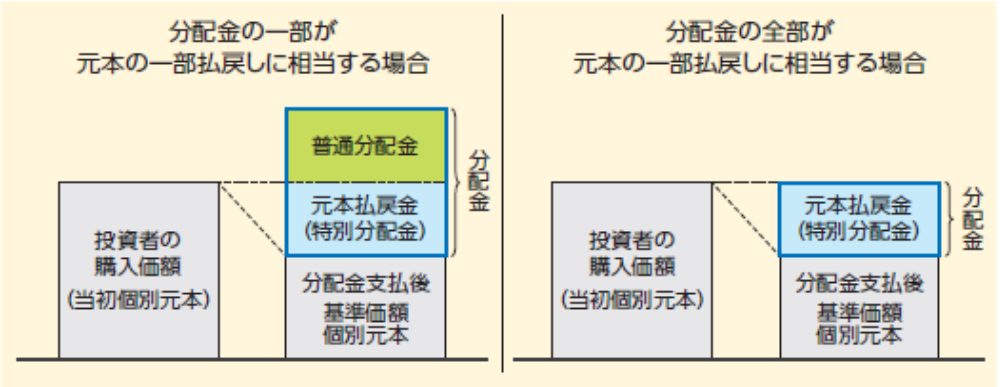
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配対象額とは、
①経費控除後の配当等収益
②経費控除後の評価益を含む売買益
③分配準備積立金
④収益調整金
です。

※右記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご留意ください。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合




投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。




| | |
|---|---|
| 普通分配金 | 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。<br>※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。 |
| 元本払戻金（特別分配金） | 個別元本を下回る部分からの分配金です。元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、分配後はその金額だけ個別元本が減少します。<br>※元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。 |